阿部　昭二　坂中　優
西山　國弘　松本　久實
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上六月三十日）
（滋賀医科大学名誉教授）
従四位に叙する
瀧澤　忠徳
正五位に叙する（各通）
従五位に叙する
茨木　清　岩佐　孝平
橘　偉多　津島　昭典
守嶋　修二
正六位に叙する（各通）
阿部　義夫　石田　保雄
瓦井　好三　木村　隆郎
高柴　和雄　舘松　信行
西川　時夫　福井　寛
従六位に叙する（各通）
漆原　敏久　古藤　勝巳
西田　俊朗　野口　新作
正七位に叙する（各通）（以上七月一日）
子安美知子　本間　靖啓
正五位に叙する（各通）
池田　貢　黒崎十一郎
従五位に叙する（各通）
綾野　忠義　有村　一四
上坂　勝美　尾上　洋子
曽根健二郎　中野　傳
正六位に叙する（各通）
東江　良彦　指宿　藤郎
加賀　道治　高木　洋海
林　博巳　平田　松江
吉田　郁彦
従六位に叙する（各通）
岡本　泰一　紺野　正吉
正七位に叙する（各通）
鵜飼　照夫
従七位に叙する（各通）（以上七月二日）
青山　辰夫　伊藤　眞治
（警視庁警部）
柿崎　勝治　杉野　勝海
竹田　秋男　**楯崎　征彦**
従六位に叙する（各通）
岡部　茂　高橋　春樹
正七位に叙する（各通）
森脇　巖
従七位に叙する（以上七月三日）
前田　孝
正五位に叙する
原　子朗
従五位に叙する（以上七月四日）
岡島　吉昭
正四位に叙する
加藤　工
黒野　貞夫
従四位に叙する（各通）
（愛知教育大学名誉教授）
小野原良昭
従六位に叙する
濱野　文男
従七位に叙する（以上七月五日）
大西　正勝
従六位に叙する（七月八日）
○叙勲
小松崎裕児
旭日双光章を授ける
戸浪　淑雅
旭日単光章を授ける（以上六月二十九日）
（北海道池田町議会議員）
大本　俊春
小野　範男
旭日単光章を授ける（各通）（六月三十日）
小針　義人
西川　時夫
旭日双光章を授ける
（鹿屋市議会議員）
淺田　正
小園　博
末永　達朗
中島　進
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
黒澤　傳作
高橋　歳治
旭日単光章を授ける（各通）（七月二日）
今井　繁
瑞宝小綬章を授ける
跡部　正一
作原　實
寺牛　みよ
鳥羽　正彦
渡辺　輝明
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　豊雄
長岡　廣志
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十九日）
新垣　春男
荒川　廣秀
加藤　皓正
菅野　好男
稲葉　通誠
鈴木　直身
春原　光次
田畑　規一
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩渕　良夫
新屋　誠　松本　久實
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
（滋賀医科大学名誉教授）
繁田　幸男
瀧澤　忠徳
瑞宝中綬章を授ける（各通）
田村　耕三
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　義和　茨木　清
坂野　勝啓　古藤　勝巳
守嶋　修二　橘　偉多
瑞宝双光章を授ける（各通）
清水　完悦　舘松　信行
西田　俊朗　福原　市次
瑞宝単光章を授ける
東江　良彦　石光　昭也　指宿　藤郎
上坂　勝美　鵜飼　照夫　尾上　洋子
黒崎十一郎　郡司　繁　曽根健二郎
永井　清　吉田　郁彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　光治　伊藤　力　小笠原俊一
高木　洋海　林　博巳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
（警視庁警部）
尾高豊一郎
竹田　秋男
瑞宝単光章を授ける（各通）（七月三日）
菊地　明実
瑞宝単光章を授ける（七月四日）
加藤　工
黒野　貞夫
（愛知教育大学名誉教授）
小野原良昭
濱野　文男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（以上七月五日）

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
本郷　茂　田村　精一　吉澤　浩
田上　允之　浅沼　重久　熊木　義隆
石川　康弘

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
濱田　昌子　濱田　春夫　増田　博

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
筒井　宣政　木村　勝男　梶原　徳二
梶原千代子　山口　良延　神山　治貴
葉　國璽　松井　利夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
大村　智　榊原　敬子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

宗教法人千代保稲荷神社
学校法人東京理科大学
株式会社トマル
西本工業株式会社
上越印刷工業株式会社
株式会社ハシマ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故鈴木三郎遺族　鈴木由美子

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年七月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故村山壽太郎遺族　村山とし子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける